

# 住宅防火対策ガイド

## 大和市消防本部予防課

### 設置しましたか？住宅用火災警報器！

～私たちの大切な「命」「財産」を守ります～

#### ■なぜ設置するの？

火災による死者の約6割は住宅火災で発生しており、その原因の半数以上が「逃げ遅れ」によるものです。火災が発生したとき、煙や炎をみたり、焦げ臭いにおいを感じたり、パチパチという音が聞こえたり・・・と五感によって気づくことがほとんどだと思います。

しかし、それだけでは、寝ているときや仕切られた部屋にいるときなどには、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、逃げ遅れを防ぐことを目的として、消防法が改正され、戸建住宅や共同住宅について、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

#### ■住宅用火災警報器ってどんなもの？



＜煙式＞



＜熱式＞



合格表示

- 火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、音や音声などにより火災の発生を早期に知らせる機器です。  
\*天井や壁にネジ・フックなどで簡単に取り付けられます。
- 法令により規格が定められており、規格適合製品には左記の合格表示または「NSマーク」の表示があります。

消防法で設置が義務付けられているのは、煙を感知する煙式です。（台所には、熱式も設置することができます。）

#### ■どこに設置するの？

- すべての住宅（戸建、店舗併用及び共同住宅等）の「寝室」や「階段」に設置する必要があります。

#### ＜設置場所の例その1＞



2階建、1階寝室



2階建、2階寝室



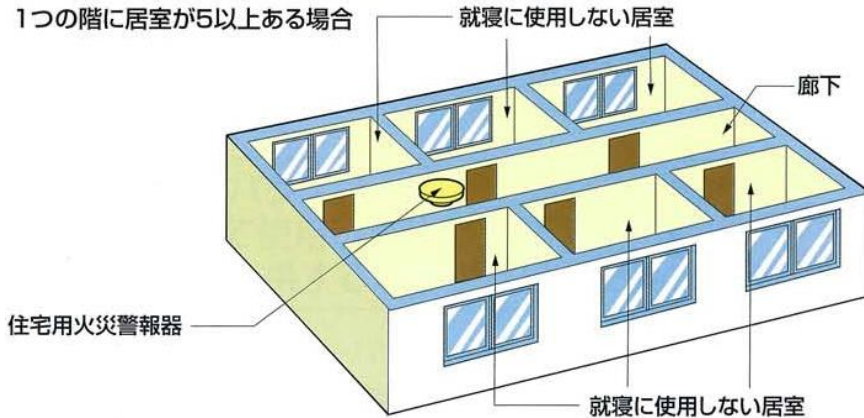
3階建、1階寝室



3階建、3階寝室

## ＜設置場所の例その2＞

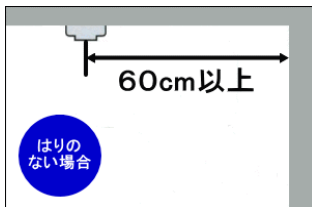
1つの階に居室が5以上ある場合



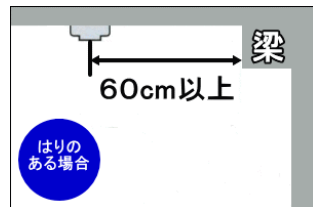
● その階に「**寝室**」がなくても、7㎡（概ね4畳半）以上の居室が、5つ以上ある階には、廊下への設置が必要です。

## ＜設置位置の注意点＞

\*天井取り付けの場合

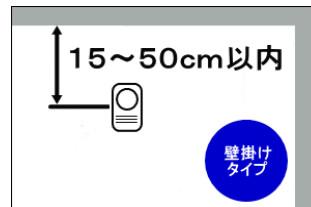


壁から60cm以上離れた、天井の屋内に面する部分



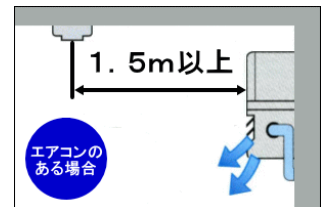
梁から60cm以上離れた、天井の屋内に面する部分

\*壁取り付けの場合



天井から下方15cm以上、50cm以内の位置にある壁の屋内に面する部分

\*エアコン付近の場合



換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置

## ■どこで販売しているの？

- ホームセンター、家電量販店、ガス機器店、防災用品店やメーカーの代理店などで販売しています。
- 価格は、機種や性能により様々ですが、3,000円台からです。

- 「NSマーク」の付いた製品は平成31年4月1日から販売できなくなりました。右記の**合格表示**のあるものをご購入下さい。



合格表示

## ■設置後の維持管理は？

- **住宅用火災警報器が汚れたら**・・・中性洗剤を浸して固く絞った布で軽く拭きましょう。シンナーなどは決して使用しないでください。
- **定期的に作動確認をしましょう**・・・住宅用火災警報器本体から下がっている「**ひも**」を引く、あるいは「**ボタン**」を押すなどにより月に1回程度、作動確認を行きましょう。



- **交換時期について**・・・住宅用火災警報器本体もセンサー等の寿命により交換が必要になります。機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか、「ピー」という音などで交換時期を知らせてくれます。
- 概ねの交換時期は10年です。詳しくは商品付属の取扱説明書をご確認ください。

# 消火器を備えましょう！

## ■ご家庭に消火器はありますか？

住宅火災を、最も早く効果的に消す手段が、消火器です。  
万が一、火が出てしまった場合、消火器による初期消火がたいへん有効です。  
もしものために、消火器を備えましょう。

## ■消火器は使えますか？

消火器があっても、その使い方を知らなければ、消火はできません。使い方は簡単です。ぜひ知っておいてください。

## ■消火器の使い方



1 安全栓（レバー上の黄色い輪）を抜く。

2 ホースを外して、ノズルを火元に向ける。

3 レバーを強く握って放射する。

## ■こんな消火器はありませんか？

こんな消火器は危険です。



<溶接部とその周辺の腐食>



<使用に耐えない変形>



<あばた状の腐食>

## ■消火器の耐用年数は？

一般的な粉末消火器の消火薬剤は、少しずつ固まって、噴射できなくなるおそれがあります。  
3年から5年程度で、薬剤を詰め替えましょう。  
また、消火器本体も、湿気等により腐食します。8年程度で、買い換えることをお勧めします。

## ■消火器の廃棄はどうするの？

不要になった消火器については、ゴミとしての処理はできません。放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、購入先又は販売店等に速やかに廃棄処理を依頼（相談）してください。

# 家族と住まいを守る「防災品」

## ■防災の基本は身近な家庭用品から

生活の中に存在する多くの繊維製品は、燃えやすい性質があるため、たばこやライターなどの小さな火源にふれても着火しやすく、火災に発展する要因の一つになっています。

繊維の燃えやすい性質を改良し、**燃えにくく**することによって火災による被害を軽減するために開発されたものが「**防災品**」で様々な製品があります。

## ■着衣着火にも効果

さらに、住宅火災による死者は、逃げ遅れや着衣着火によるものが多いことから、住宅用火災警報器の設置と併せ、防災品の使用が効果的と考えられます。

防災品には、火災の際に着火物となりやすい**パジャマ、エプロン、カーテン、布製ブラインド、じゅうたん、シーツ、枕や布団**などがありますが、火災の初期のような小さな火源に対して、燃えにくくする処理が施されており、たばこやライターなどの小さな火に接しても容易に燃え上がらず、また、火源を離せば自然に消火する機能を有しています。

＝ **全国でトラブル急増中！ 悪質な訪問販売等にご注意！！** ＝

## ■次のような事例に注意してください。

○「**消防署の方**からきました。各家庭に火災警報器（消火器）をつけなくてはなりません。」といて、不当な価格で売りつける場合が考えられます。

○「**すぐに～**」とか「この警報器（消火器）を取り付けなければならない」などと設置をせまる業者に対しては**注意する必要**があります。

### ◆「怪しい」と思ったら

\*安易に契約書等にサインしないようにしましょう。

\*はっきり断りましょう。

◆消防署や市役所の職員が、直接「住宅用火災警報器」や「消火器」を訪問販売することはありません。また、特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

市では、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理や斡旋を行なうために、消費生活センターを設置しております。「特定商取引に関する法律」に基づく**クーリング・オフ制度**の対象であり、契約後一定の期間は契約解除が認められています。

## ■クーリング・オフに関するお問合せ

大和市消費生活センター 電話 046-260-5120

平日（ただし、祝祭日及び年末年始を除く。）9時30分～12時00分、13時00分～16時00分

## ■住宅防火対策ガイド（保存版）のお問合せ

大和市消防本部予防課 電話 046-260-5727

平日（ただし、祝祭日及び年末年始を除く。）8時30分～12時00分、13時00分～17時15分